

カ/ン今津のご利用を希望の方へ

カ/ン今津は児童福祉法の障害児通所支援事業です。カ/ン今津での療育については知的障害や発達障害のある3歳から小学生までの児童を対象としています。

上記以外に保育所等訪問支援事業も実施しています。これは相談支援事業所の作成するサービス等利用計画に基づき、保育所、幼稚園、学校などに出向き、ご本人の困り感について支援します。

1. カ/ン今津について

利用者本人の苦手な面を克服するのではなく、得意な面を生かして苦手な面を補う方法を考えていきます。さらに、保護者とともに障害特性(児童の困難や特性)を理解し、どのような支援があれば本人が理解できるのかを考え、自立に向けて支援を行います。

発達に課題のある児童についてはまずは、環境についての整理が必要です。カ/ン今津では児童の発達を促す環境を保護者が理解することを目標に療育を行い、家庭や学校で生かしていただくことが最終目標となります。そのため、カ/ン今津では個別に近い小集団での療育を2年間という有期限で実施しています。

支援方針を達成するために母子の通園を原則としています。

療育中は、待合室にあるモニターで療育の様子をご覧になってお待ちいただきます。

療育後に保護者へのコンサルテーションを実施します。

2. カ/ン今津での療育について

・利用対象:3歳～小学校4年生(利用開始時)

・療育設定:週1回1時間・最長2年間

利用後に、保護者の方に療育の内容をお伝えします。(コンサルテーション)

療育時間:①10:15～11:15(未就学児)

②14:15～15:15(未就学児)

③16:00～17:00(就学児)

・クラス定員:各クラス3名程度

・利用料:国が定めた給付費の1割がご利用者の自己負担になります。また利用されるクラスによって利用者のご負担いただく額が異なります。(ご負担には、世帯所得により月額上限額が決められており、それを超える負担はいただきません。)

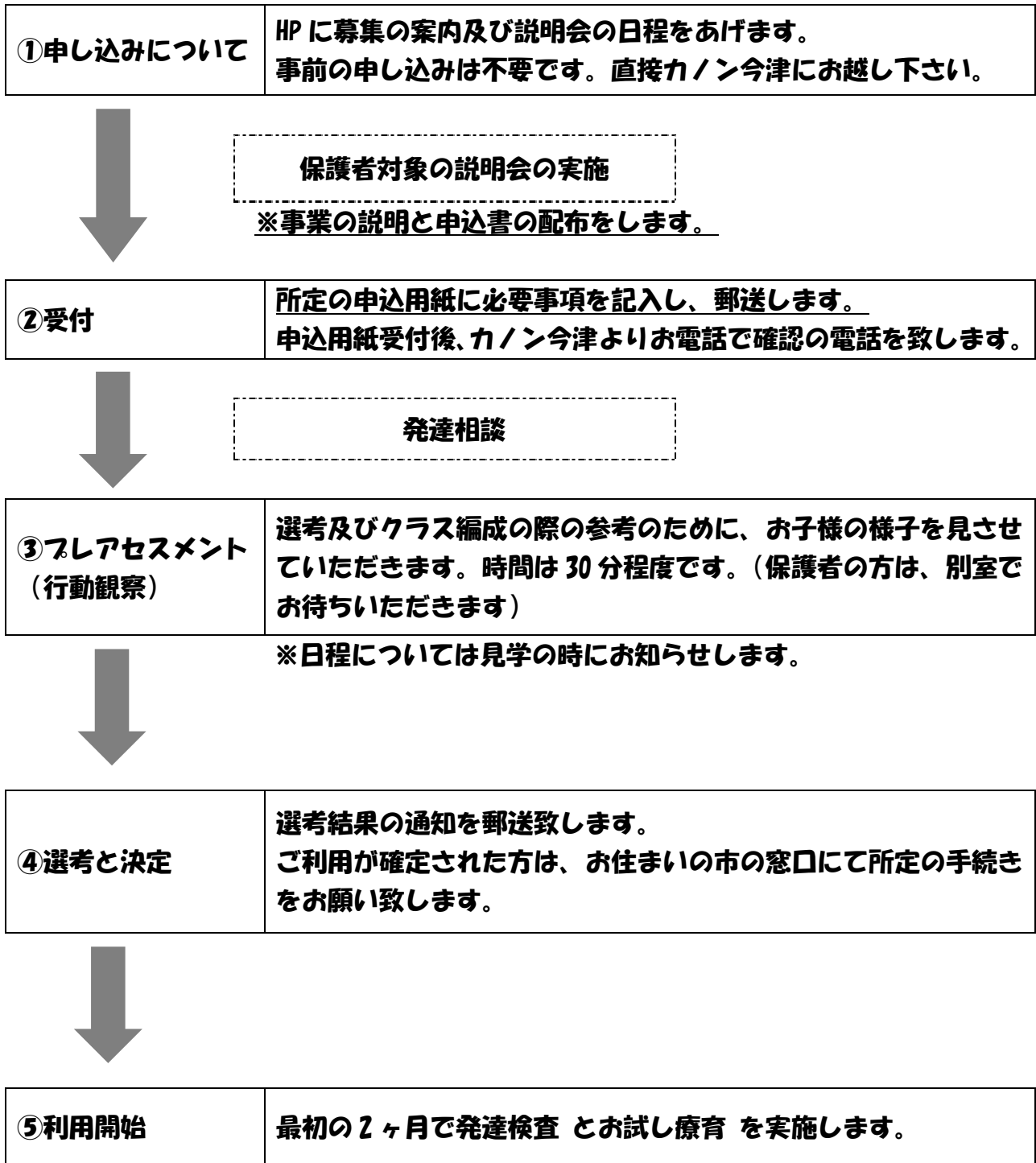
別途、教材費。おやつ代をご負担頂いています。

ご利用者の負担にいただく金額は1日の利用につきは概ね1200円弱となります。

・その他:カ/ン今津の療育方針と合わない家族、ご利用者については契約期間中であっても、

利用の中止をさせていただく場合があります。

3. 利用までの流れ



※見学日及び、行動観察日については、こちらで日にちを指定させていただきます。

別日での対応は致しかねますので、ご了承ください。

※その他、ご不明な点等ご質問のある方は、カノン今津までお気軽にお問合せください。